



令和4年7月22日

「せたがやホッと子どもサポート」について

世田谷区では、子どもの権利を擁護し、救済を図るために公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関「せたがやホッと子どもサポート」(略称、「せたホッと」)を設置しています。

子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、必要に応じて、子どもの関係機関に対して協力を求めながら、調査・調整等を行っています。

1 「せたがやホッと子どもサポート」について

「せたホッと」は平成25年7月に相談事業を開始し、これまで子どもや保護者からの2,000件を超える相談に対して、子どもの声に寄り添い、子どもの権利の救済を目的に活動してきた。

今後も、子どもの権利擁護活動に取り組み、子どもの最善の利益を目指す。



マスコットキャラクター なちゅ

2 事業の概要

- (1) 対象 区内在住、在学、在勤、又は区内施設に通所している18歳未満の子どもの権利侵害について(保護者、関係者からの相談も可)
※18歳又は19歳で高等学校等に在学等している者も対象
- (2) 相談時間 月曜～金曜：午後1時～午後8時 土曜：午前10時～午後6時
(日曜、祝・休日、年末年始は休み)
- (3) 相談方法

- ホッと にきゅうさい
- 電 話：0120-810-293 [フリーダイヤル]
(携帯電話・公衆電話からも無料)
 - メ ール：区のホームページから「せたがやホッと子どもサポート」のホームページを開いて、メール相談フォームに相談内容等を入力し送信
 - は が き：区内小中学校及び図書館、児童館などで配布
 - F A X：03-3439-6777
 - そ の 他：手紙、面接による相談も可

- (4) 所在地 子ども・子育て総合センター3階(宮坂3-15-15)
- (5) 新規相談件数
令和3年度 300件(電話169件、はがき74件(※)、メール43件ほか)
※はがき相談は、令和3年度から開始
令和2年度 208件(電話159件、メール41件ほか)
令和元年度 272件(電話220件、メール41件ほか)

◎問合せ先 子ども・若者支援課 電話03-5432-2523